

「佐伯町の文化財」より（浅原関係抜粋）

昭和五十四年三月三十一日発行

編集発行 佐伯町文化財保護委員会

佐伯町教育委員会

指定区分 史跡

名 称 上田宗箇 岩船の水

指定年月日 昭和四十一年十月一日

所在地 佐伯町（廿日市市）浅原字本郷

元和六年（一六二〇）十一月、芸州浅野藩家老で茶道上田流の祖、上田主水正重安（宗箇 一五六三〜一六五〇）が、所領浅原村に隠棲し、茶三昧の生活を送ったと伝えられ、遺愛の名水「岩船の水」は今なお変わらぬ姿で流れている。庵の跡は「いもがたお」の高台にあったとされているが国道の敷地になって惜しくも滅失した。

宗箇は古田織部正の弟子で紹鷗、利休の系譜を継ぐものの、同門に小堀遠州、本阿弥光悦などが居り、ともに日本文化史上の偉人である。

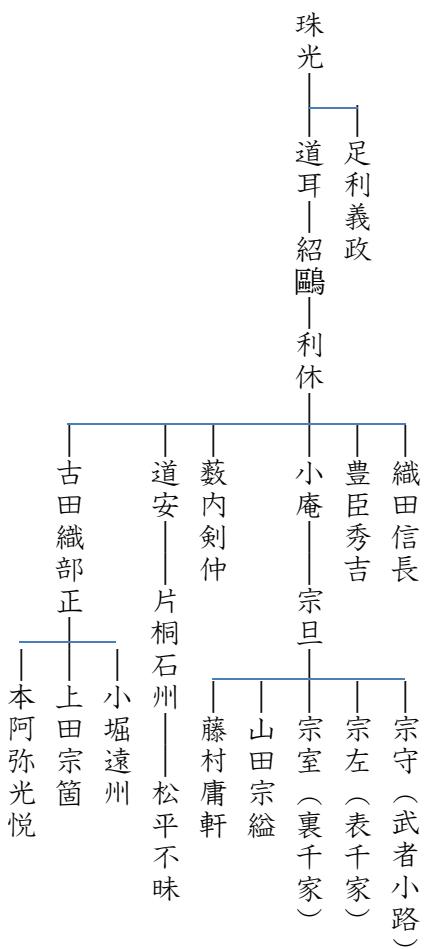
元和五年、広島藩主福島正則改易のあとをうけて紀州和歌山から浅野長晟が安芸備後八郡を併せて四二万五六二九石五斗八合（芸藩志拾遺）の太守として広島城に入りました。宗箇も従って広島に入り、佐西郡（佐伯郡、大竹市、広島市の一部）で禄一万石を給されて国老となり、他に茶料として七千石を贈られました。翌六年、浅野家中に騒擾（そうじょう）がありました。それは、老臣筆頭の浅野知近が、希望した三原城が与えられなかったことを不満として出仕を拒んだために長晟の怒りを買って謀殺されて一家断絶する、という事件です。これは知近がかねて戦功に誇り、父浅野幸長の急死によってにわかに宗家を継いだ長晟をとかく軽んじる振舞いがあったため、藩主の権威確立のため移封を機にこれを抑えようとしてこの挙に及んだ、といわれています。また、老臣の一人亀田大隅も長晟と意見を異にし、広島を去ることになりました。

知近誅罰の血なまぐさい事件をまのあたりにし、隠遁の思いを

抱いた宗箇は去りゆく亀田大隅を見送ったその場から直ちに所領浅原村に来てここに草庵を結び、悠々自適の生活に入りました。その後、藩主自ら馬を馳せて草庵に至り、その出慮を促すなどのことがありましたが遂に生涯復帰せず、家事はあげて子重政に委ねました。晩年は専ら茶事に没入し、竹を伐って花器を作ったり、土をこねて茶碗を焼くなど、今日遺されている作品の大部分はこの時代に作られたものといわれています。慶安三年（一六五〇）八十八歳をもって没しましたが、遺骸は生前の意思に従って大野村串山で茶毘に付し、遺骨は槌をもって粉碎して海に投じました。茶毘の地に遺髪を埋めて塚とし松を植えましたが、現在、串山山上にある宗箇の塚がこれといわれます。

以上、宗箇の事跡は茶道上田流門下の「和風会」から出版された『上田宗箇流茶道』によりました。

同書によりますと茶道上田流の系譜は次のとおりです。



いうまでもないことですが「茶」の哲学を完成したのは千利休であります。利休の茶とは、どういうものか前記『上田宗箇流茶道』から引用させていただきますと、

「利休は茶の心を『和・敬・清・寂』と説いた。和は人と人との和ばかりでなく、環境との和、即ち自然との融合をも意味する。又形の上での形態的な調和を意味するとともに内的感情としての和悦をも意味する。真の和は敬がなければならぬ。人をうやまうことは自己を慎むことを意味するとともに礼に通じる。清はいうまでもなく清らかなことであるが外観上の清潔のみでなく、心の清浄もまた肝要である。寂はさびである。即

ち、わずらわしからず、美麗を好まず、詔わず、貪らず、謹みて疎かならず、すなおにして真実なる心が茶の湯の心であり、悟りに通ずるものである。これを要するに、利休は簡素な生活の中に敬虔な心をもって茶の湯を行うことを教えたのである。」とあります。また、利休死後、古田織部正は秀吉から利休の茶は町人風で武門の茶に合わない所があるので、武門向きの茶の礼式を確立せよ、といわれたので改めるところがあったがそれが武家茶で、豪放で華やかな「きれいさび」といわれるものが表現されているといわれます。

宗箇はこのように茶人であるとともに作庭家としてきこえていました。が、もともと勇武のきこえの高い人でした。浅野氏に随身するまで丹羽長秀に仕えていました。が長秀没後、豊臣秀吉に見出され、近習となって越前の国で一万石を給されていました。関ヶ原の役で西軍に与し、志を失いましたが、蜂須賀家に迎えられて阿波に渡り、居ること三年で紀州の浅野幸長に客礼をもって迎えられる、一万石の大祿で遇されました。幸長の子長晟が広島に移封されて来るのに従い、宗箇は佐西郡で今の大竹市及び大野町全域と宮内村、峠村、渡瀬村、浅原村、中道村、栗栖村の全域を給地として領し、その高は合計八千三百石以上他の備後恵蘇郡五か村を併せて一万十六石余を給されています。

先に宗箇隠棲の地は浅原の「いもがたお」にあった、としていますが、国道改修までは峠の頂上から東寄りに少しさがった道のそばの畠の一角に、青い小石の散らばっているところがあり、宗箇の庵室はこのあたりではなかったかと思われます。青い小石があったのは、これを拾って来ると宗箇は石一升に米一升と替えてくれたという話があり、そうして庭に敷いたのだといわれています。こういう伝説が残って昭和のはじめごろまでは道通りの人が心掛け、青い石を一つ二つ拾って投げあげていました。

さて文化年間（一八〇四〜一八一八）上田家役人が書いたといわれる『佐伯郡廿ヶ村郷邑記（ごうゆうき）』という本の浅原村の項に次の記事があります。

「旧跡

御座敷跡 本郷組の内芋カイチと云所也 畝数十八歩 分米九升 享保元年（一七一六）より無免地に成る 重安公御座成らせられ候御座敷跡也 そもそも此地 庄屋与左衛門と申す者居宅成りしに（一書には助左衛門と有）重安公御入国後（按ずる

に元和の末 寛永の初なるべし）此家に成らせられ 三ヵ年御
滞留遊ばされ候由 三ヵ年目 故但馬様廿日市辺御鷹野として
浅原村へ御座成らせられ 御対面遊ばされ それより広島へ御
帰館遊ばされ候由 与左衛門儀は身上ついえに及び候みぎりに
て 屋敷を明け差上げ候故 その後崩れすたれたり 此御座敷
跡室（むろ）の木今に有り 少し上（か）み谷に御池の跡とて池
の形有り 其内に石有り 御手形と申伝ふ 又側に小祠有りて
木像二尊有り 客大明神と唱ふ 由来不詳 其木像不細工にし
て夫婦の形也（隣村にも客大明神と云はれ夫婦の形木像也神体
なりと云ふ）寛政三年（一七九一）安虎公此地に成らせられ 与
左衛門末苗牛松ト云者持高式石五斗余 其年限り貢を御宥し下
され 冥加の至也」

この文章は約二百年後の聞書きですからそのつもりで見ねばな
りませんが、要するに、重安公（宗箇）はここに三年滞在した。
三年目に但馬様（浅野長晟）が鷹狩といって浅原まで来て宗箇に
対面し―帰参を要請したので重安も―それから広島へ帰った。屋
敷を提供した庄屋与左衛門は財産を無くしていた折柄であったの
で、その後をとりつくりうこともできず、すたれてしまった。そ
の跡の室の木が今にある。（中略）寛政三年（一七九一）安虎公（上
田家九代、主水安虎）が此地に来た時、与左衛門の子孫の牛松と
いう者の持高二石五斗余に対する貢租をその年限りで免除し、祖
先の恩に酬いた、めでたいことだ、という意で、はじめに掲げた
文章の「生涯帰参せず」ということと違っています。

浅原、本郷に残っている伝説では、藩主浅野長晟が鷹狩りにこ
とよせわざわざ来る、そこまで来ている、ということを書いて、
これはまずいと急に自分の方から帰った、途中、津田須河田を浅
原に向って行列が行くのを戸屋の尾（トンネルの上あたり）から
見て帰りを急いだ、ともいわれています。

浅原に残っている宗箇行状記の伝説を二、三拾ってみますと、
現在の郷南部を南北に通じる国道はもと「なわて」といって
普通の小道より幅の広い道でしたが、宗箇はこの道の傍に桜を
植えさせ桜の並木道にした「花の浅原、桜の並木」というよう
な歌がうたわれていた。

村人の集まりがあるときは気さくに出て加わった。酒の座で
盃のやりとりなどもした。

木の細工などが巧みで栗の木を用いた手作りのくり盆を近所

の人に与えたものが今に伝わっている。

岩船の水から約二〇〇メートル離れたところに庵室があったと思われるが茶の料の水は庵主自身が朝な夕なに汲みに通った。帰りには道の中ほどにある家の縁で休んだのでその家は「殿休（とのきゆう）」と呼ばれ、今にその名がある。

などがあります。

また『郷邑記』の中の「お池の跡とて池の形あり」というのは庵室があったと考えられるところの近くの浅い谷にそれらしい泉が今に残っています。しかし青い小石があったのは高いところであり「少し上ミ谷」というのと噛みあいませんのであるいは庵室のあったのは現存する泉の下あたりかも知れません。この点、疑問を残します。

それにしても、元和、寛永のころの庄屋の宅地がわずか一八坪であつたとすれば、その上にあつた建物も小屋程度以上は考えられず、庄屋以下の百姓の住家、生活の程度など、今日、想像するにむずかしいほどといわねばなりません。推定すれば浅原隠棲は宗箇六〇歳前後と思われるますが、その年齢でこういうところで三年を過ごしました。宗箇の系譜を伝える上田元重家（広島市古江町）の重宝宗箇作花入れ（写真）をみますと孟宗竹を切ったものの側面に鉋で大胆にニヶ所切りこみをいれて皮を剥いてあるので、いかにも簡潔、雄勁でしかも古樸・繊細の感じもあり、彼宗箇の美意識のうかがわれる名品です。これらは隠棲三年の間の作品と思われます。

なお写真の岩船の水の石碑は昭和三十六年五月、茶道上田流和風会によって建てられたもので、浅原、郷南部の国道一八六号線が大きくカーブするところから約一五〇メートル南の谷の入口にあります。

宗箇書簡

壺口切候様ニと相越シ□大

慶ニ候 殊ニ鴨ニ結構なる儀ニ候

明朝口切可_レ申_ス候間待申候 面ニ

可_レ申_ス候間不_ニ且_ニ申_シ一候

極月十日 宗ヶ（花押）

助左衛門 宗ヶ

徳川家康の宗箇宛書簡

以飛脚申ス御普請

如何ニ御座候哉 承リ度ク

存候 何レ歸リ候刻 以テニ

加々爪ヲ一如クニ申候一不レ被カシレ置ニ

御心ヲ一御用之儀ハ可クレ

被カシレ仰セ候 委細隼人正

可クレ申ス候 謹言

七月廿五日 家康（花押）

上田主水正

※加賀々爪は加賀爪真澄のこと 慶長十九年か・上田元重氏蔵

知行之目録

覚

安芸佐西郡

一 高百三拾壺石八斗壺升拾合

栗栖村

一 高百拾四石四斗四升八合

中道村

一 高三百貳拾五石四斗壺升

玖波村

一 高貳百八石三斗六升

小栗林村

一 高九拾石四升壺合

谷和村

一 高百三拾七石三斗

大栗林村

一 高七百四拾六石五斗四升貳合

朝（浅）原村

一 高九百三拾壺石四斗六升貳合

大野村

一 高百貳拾石四斗貳升

松ヶ原村

一 高百七拾壺石四斗九升五合

谷尻村

一 高三拾四石壺斗八升九合

奥谷尻村

一 高四百七拾四石八斗六升三合

峠村

一 高百六石三斗八升

渡ノ瀬村

一 高四百七拾壺石三斗六升七合

岡田（小方）峠村

一 高百六拾四石八斗八升七合

波田

一 高三百九拾八石壺斗五升貳合

黒川村

一 高百三拾石四斗六升

大竹村

一 高百三拾石四斗六升

夕（油）見村

一	高六拾六石	この(木野)村
		備後恵蘇郡
一	高八百九拾石七斗貳升五合	上村
一	高四百八拾貳石八斗四升五合	木戸村
一	高千百拾三石貳斗九升貳合	下村
一	高千七百貳拾壺石三斗四升四合	本田村
		市
一	高九百八拾五石六升壺合	河面村
	高合壺万拾六石八斗五升三合	
	以上	
	元和六年七月廿八日	但馬守
		上田主殿助殿
		上田備前守殿

※これも上田家に伝わる知行目録です。浅野の広島入封は元和五年ですから、その翌年に出されています。吉和村も上田給地であったのですが、この中に見えません。

指定区分	重要文化財
種別	建造物
名称	安井家母屋
指定年月日	昭和五十一年十一月十六日
所在地	佐伯町(廿日市市)浅原一四二六番地
所有者	安井紳一郎

文化年間(一八〇四〜一八一七)の建築といわれる江戸時代本百姓の居宅で、木造かや葺き平屋建て、桁行き九間(一六・三六メートル)梁間五間(九・一メートル)、寄棟づくりで内部外部ともよく旧時のまま保存されている。

草葺の農家づくりの家が次々に姿を消し、消さないまでも内部が昔のあとを止めないまでに新建材などで改造されている家の多いなかで、この家だけは内部も外部もほぼ昔のまま保存されています。

この家は、江戸時代の「本百姓」の家で、ご承知のように、封建社会は、身分制度によって維持されてきました。士・農・工・

商等の区分とともに士の中にも極端に言えば、足輕小者から將軍まで、世襲による厳格な身分階級が設けられていて、その階層は、約二十あったといわれ、その非人間的なありようは福沢諭吉に「封建制度は親の敵でござる」といわせたほどのものですが、農の中も多くの階級に分かれていました。

農村社会ではおおまかにいって、

本百姓―地主兼自作農

小百姓―小作農又は自小作農

浮過ぎ―耕地を持たない日雇稼うきすぎ

と分けられており、本百姓は土地に課された年貢を負担するもので高持ち百姓ともいわれ、耕地を持たない浮過ぎ（水呑ともいう）とわけられていました。本百姓の家はおおむね退転することなく、長くその格を維持したといわれます。この家はそうした農村社会の核のような存在にふさわしい堅固な構築を示しています。

こうした家が旧時の形態をそこなわず保存されていることと、今後このような家が建てられることはまず考えられませんのでいまや貴重な存在となっています。

萱でふかれた屋根はていねいに葺くと数十年保つといわれますが、それには何年もかけて原料を調達確保する必要があり職人の少なくなったこのごろ、葺替えの雑作苦労は大変なものです。軒の同尻の厚さ一メートルもあるこの大屋根を全部一度に葺きかえらるとなると大変な量の萱がいります。たとえば、大びらという家の前と後の長い方は、一方の胴尻に最初一わたり並べるだけで一〇〇束（一束はまわり五尺―一五〇センチメートルの束）の萱がいるということでも想像できません。ふき替えが一度にならないうよう、早目に、一方ずつをふき替えるようにする、そうすることによって古材の再使用も可能になる。そのようにして一六〇年以上にわたって保存されてきました。

このような農家造りの特徴は、

一 田の字型であること。

二 「にわ」の（土間のこと）広いこと。これは作業場の役をするもので、稲扱ぎ、臼ひき（調整）から紙すきその他の農作業をするところでした。この家には見えませんが、古い作りの農家には戸口の右側の壁に四〇センチメートルほどの穴の跡があります。これは臼ひきの時の唐箕口の穴です。

三 「にわ」の上には天井がなく、小屋組や屋根裏が見えます。これは煙突のない家の中の「くど」（かまどのこと）や「ゆるい」（いろりのこと）で、人や馬の食物を煮たり、暖房を取ったりするために大量の薪をたくので煙がこもらないようにするためと、大きな木材を使った小屋組みを見せる示威の気味もあったと思われます。

四 各部の名称は前ページの図のとおりです。

なお、岩船の水のところでも述べましたように、江戸時代の初期には決してこのような農家はなく、浅原の庄屋の屋敷がわずか一八坪で、その中に住居、牛小屋（牛馬の使用はこのころよりずっと前から行われていた。）があつたとすれば、その家は小屋程度以上を考えることはできません。後にのべる『慶長六年・津田村検地帳』で見ても、農家の屋敷は平均三三坪（現在の六尺平方一坪に直して三九坪）であるのにみてもほぼ同じ状況です。このような豪壮な構えの農家が出現するのは江戸時代も後期で、恐らくこの家のできた文化、文政の頃からで、標準的農家にしても同様です。江戸期の熟成の所産というべきでしょうか。

指定区分 無形文化財

名 称 浅原神楽団 神楽舞 「しゃすい」「恵比寿」「三本薙刀」

指定年月日 昭和五十四年二月一日

佐伯町で行われている神楽舞は、玖島、河津原、津田、浅原に保存されている古い十二神祇系のものと、山県神楽の系統に属する比較的新しい栗栖神楽に大別される。それぞれの特徴は前者の、よくいえば簡浄、古朴、悪くいえばやや単調な舞が多いのにくらべ、後者は華麗で見せるものとしての劇的な要素も備えている。発達段階的に見れば、前者は神祇舞として古く、後者は比較的新しく、見せるものとして時代の要求にこたえ、大きな変化が加えられてきたと言えようか。いずれにしてもこれらは高い「芸」の要素を持っている。古い農村の生活の中に、このように優しく美しいものが浮かび出て、長い間に洗練され、保存されてきたことは貴重なことである。

町内各神楽団の代表的な種目を選定して無形文化財に指定するものである。

佐伯町内に伝えられている神楽舞の演目を、昭和三年、広島県神職会が作成した「神楽舞規約」に載せている『神楽の分類』を

参考にして分類すると次のようになります。

一 神楽舞（神祓舞）

1 祓い、清めを主とするもの

湯立舞、二（三）刀、煤はき（猿田彦）、灑水（しやすい）、清米（きよめ）、メロ（七五三口）、荒神、七夕、お神楽、神降ろし、弓舞、恵比寿、三本薙刀（浅原神楽団創始）

2 託宣を主とするもの

將軍（湯立神事）

二 神能舞

1 旧舞（猿楽、能の影響のあるもの）

岸戸、荒平、猿田彦（浅原）、三鬼、鐘馗、塵倫、大蛇

2 新舞（謡曲の影響のあるもの）

狐退治、紅葉狩、大江山

三 五元舞（陰陽五行思想で成り立っているもの）

1 五元舞

王子（あるいは、しよもわけ、五郎王子、五龍王）

これを表現の上からみると、優雅な舞を見せるもの、勇壮な荒事を見せるもの、朗詠を主とするもの、アクロバチックな技を見せるもの、滑稽諧謔を主とするもの、物語の筋をみせるものなどに分けることができると思われます。

次に伝承の歴史の面から見るとき、玖島、河津原、津田、浅原は十二神祇の系統で、いずれも宮内、明石方面から入ってきたと考えられ、その時期はおおむね幕末から明治初年と推察されます。

（省略）

さて昭和三十七年、佐伯町教育委員会は、郷土芸能としての神楽舞の保護、保存を目的として第一回、町内神楽競演大会を実施しましたところ、玖島一町田、同中村、友和（河津原）、津田、浅原、四和（栗栖）の六団体が参加しました。出演時間の制限があり、それぞれ十分な演技はできなかったのですが、以後毎年欠かさず、昭和四十年からはこの神楽大会が柱となって創作展、産業展等をふくめた「佐伯町文化祭」に発展し、昭和五十三年で回を重ねて十七回になりました。こうして、年一回、発表会の機会を設けたことによって各団体は活気を取りもどし、おりから郷土田園のよさが見直されるような気運にも合っておのずから青年や子供に関心を惹き、各神楽団とも少しずつ動きが活発になってきました。「継続は力なり」といいますが二十年近く継続されたこの大

会もそのような力を発揮したようであります。

次に第一回大会のときの上演プログラムを掲げます。

昭和三十七年、神楽公演大会次第

一 開会の辞 教育長

二 挨拶 町長

三 神楽団体代表挨拶 神楽保存会会長（古田）

四 神前神楽 津田（中西・射原・河野・山下・河野〔定〕）

五 祭太鼓 津田、友和（中川・藤田・古道・石井・

射原・河野〔秀〕・山下・中野）

六 荒平 玖島一町田（小島・岩木・竹内・中本）

七 岩戸 浅原（渡辺・酒井・開・益本・久保・

渡辺〔亥〕・川崎）

八 岩戸 津田（藤井・河野・木原・角田・沖野・

射原・河野〔秀〕・山下）

九 鐘馗 四和（丸石・山崎・中村・船田・竹中・

神鳥・中村）

十 しめぐち 玖島中村（林・山本・大西・増田）

十一 恵比寿 友和（名越・石井・古道・藤田）

十二 しやすい 玖島一町田（岩木・中本・小島・竹内・

金本）

十三 薙刀 浅原（山根・大田・出口・浅尾・安井・

久保・渡辺・川崎）

十四 特別参加盆おどり 友和（藤田・名越）

十五 剣舞 玖島中村（谷・沖本・増田・山本・林・

増田〔静〕）

十六 鬼神 友和（石井・土谷・上杉・古道・名越）

十七 塵倫 四和（丸石・倉本・竹中・中村・神鳥・

砂田・中村〔正〕）

十八 悪魔 津田（河野・木原・藤井・射原・河野〔秀〕・

山下・沖野）

十九 天照大神 玖島中村（不明）

二十 八岐大蛇 津田（木原・藤井・角田・山下・河野・

坂本・射原・河野〔秀〕・山下〔六〕・

河野〔嘉〕）

注（ ）内は笛・太鼓などの楽出演者を含んでいます。

以下、神楽団別の指定種目などについて説明を試みます。

浅原神楽団―しやすい（瀧水か）・恵比寿・三本薙刀

「しやすい」は所によつては「きよめ」とも呼ばれる優雅な大
夫舞で、小歌、長歌が入る。四人で舞い、衣装はえぼし・したた
れ、手にはじめ鈴と幣、後に幣を扇にかえる。座を定め、順逆を
舞います。この舞には舞の動作、所作の基本が織りこまれていて
神楽舞の練習、稽古はまずこれから始まる、といわれています。
素面で舞います。

「恵比寿」は一人舞いで、えびすの面を付け、手にはじめ小ざ
さに細長の色紙を付けた小旗を三本ずつ、両手六本を持って舞い、
のちに釣り竿で大鯛を釣り上げる。所作にはユーモアがあり、お
のずから笑いを誘います。体を柔らかに動かすのは特徴とされて
います。

恵比寿とは何か、ここで少し考えてみます。

恵比寿は大黒（仏教からきているが大国主命とされる。）とともに
民間信仰の対象とし福の神の第一にあげられるほどの崇敬を得
ていますが、これは一に『古事記』の国生みの蛭子神話に基づく、
という説があります。蛭子から淡路島（淡島とあるが、淡路とい
われる。）が生まれるのですが、恵比寿信仰は淡路島に近い摂津
西宮戎社が本元とされ、骨なしのグニャグニャの体、というよう
なところも通じるところがあります。神話では、蛭子はいぎなぎ、
いぎなぎ二神の間の第一の子で、三歳になっても足がたたなかつ
たとされています。次に出雲の大国主命（おおくにぬしのみこと）の子事
代主神（ことしろぬしのかみ）とする説もあります。事代主神は父神を
助けて国政にあずかったが天照大神の命で国土を天孫瓊瓊杵命（に
ぎのみこと）に奉れと言われたとき、父神に勧めてその命を奉じさ
せた、と伝えられる神です。その場合、この舞は事代主神が国土
を天孫に譲り、さっぱりした気持ちで海に出て行く場面を舞曲化
したものでないか、というのです。舞の中に奇妙な拍手があり
ますが、これは体が柔らかいので、満足に拍手ができないためか、
あるいは別の意味を持つのか、『古事記』に、

「是を以て、この二柱の神出雲の国の伊奈佐の小浜に降到りま
して、十拳剣を抜きて波の穂に逆に立て、その剣の先に跣座して
其の大国主命に問い給はく、天照大神の高木の命（みこと）以ちて

問いに使せり、汝が額（うしは）ける葦原の中つ国は、我が御子の知らさむ国と言よさしたまへり。故汝が心いかにぞと問いたまう時に、答えまつらく、僕は得申さじ我が子八重事代主神、是申すべきを鳥の遊び、取魚（すなどり）しに御大之崎（みほのさき）に往きていまだ還り来ずとまおしき。故、ここに天鳥舟の神を遣はして八重事代主神を召来て問い給う時に、其父の大神に、かしこし、この国は天つ神の御子に立奉りたまへ、と云いてすなわち、其舟を踏み傾けて天の逆手を真柴垣に打ち成して隠りましき」とあります。天の逆手というのはまじないの拍手のことで、舞の中の掌の合わない奇妙な拍手は骨なしのためか、又はこのような意味があるのではないか、というわけです。

浅原神楽の恵比須は面も格別によくできた福々しいもので、見ているとおのずから笑いに誘われるような舞です。

「三本薙刀」 薙刀舞は各神楽団にあるようですが、浅原神楽団のこの三本薙刀は独特のもので、三人でなぎなたを自在に操る技倆が見どころの勇壮な舞です。

浅原神楽は、明治初年亀山神社の神輿を修理したとき、当時宮内村明石の人（氏名不詳）が来て彩色をしたがその人が仕事のかたわら浅原の若い人に伝授したと言われています。その系譜は、住山丑太郎、尾上柳助、沖野益吉、安井勝太郎、畠中早助というような古い人をはじめとし、以下平本常太郎、松井伊作、久保与太郎、松尾勘一、渡辺小次郎、久保繁雄、など新旧の故人とともに出口恵一、渡辺松一、山根徳一、浅尾清美、大田寿郎などのみなさんを主として引き継がれてきました。その後、戦前戦後を通じて、熱心な若い人の参加がなく、団としての成立が危ぶまれ、廃絶に瀕したのですが、昭和四十五年、当時浅原小学校に勤務していられた南秋三さんの格別の尽力で、子供会活動の一環としての子供神楽会が結成され、以来一世代とびこして孫のような小中学生の児童生徒に伝えられました。子供のことですから芸としては未熟ですが、昭和五十三年までの九年間に二〇人以上の子供がともかくも神楽舞いを習った、ということはその伝承保存の上で大きな意義のあったことでした。